



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二

公告

- 開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

告示

●東京都告示第八百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

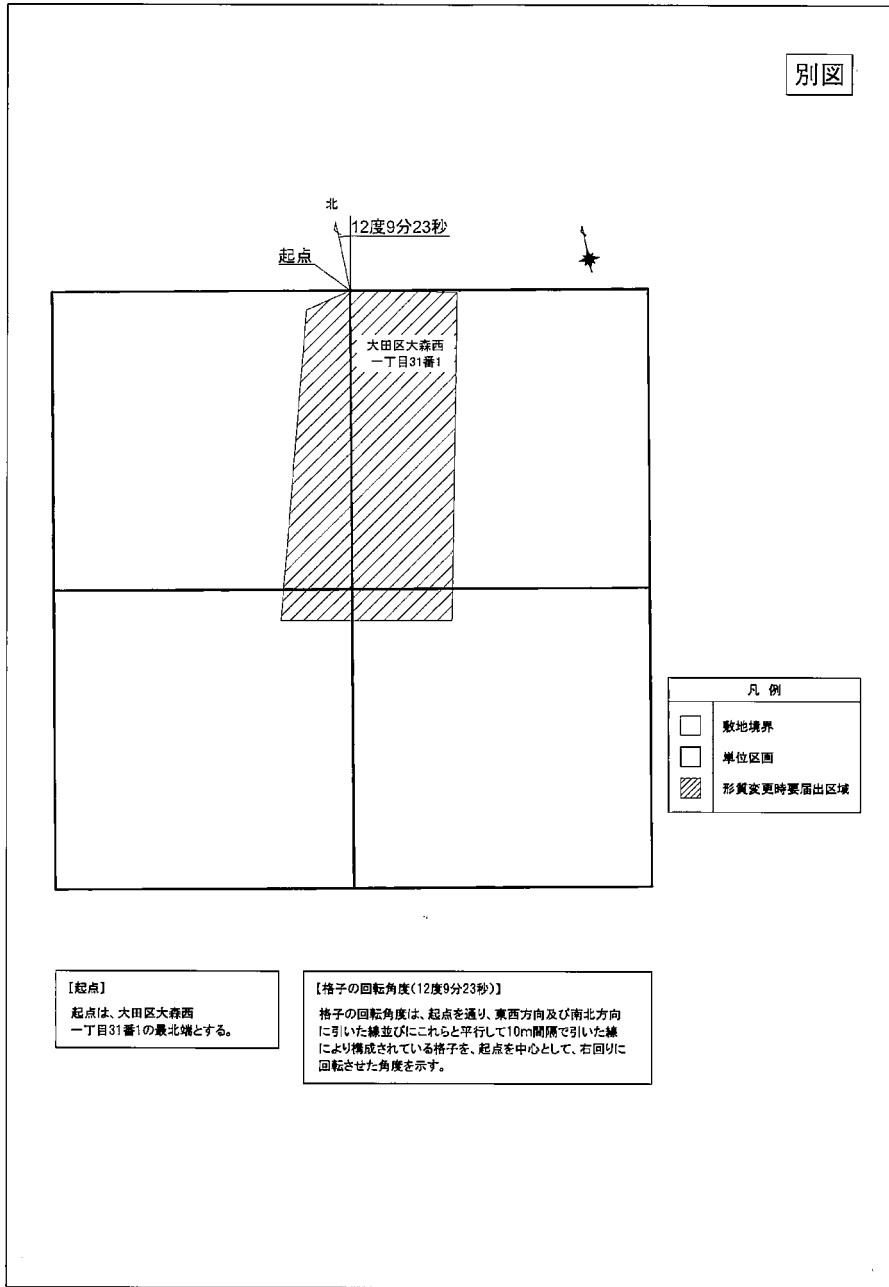
令和三年六月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森西一丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別図



●東京都告示第八百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年六月九日

東京都知事 小池 百合子






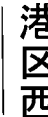
一 路線名 都道北品川四谷線

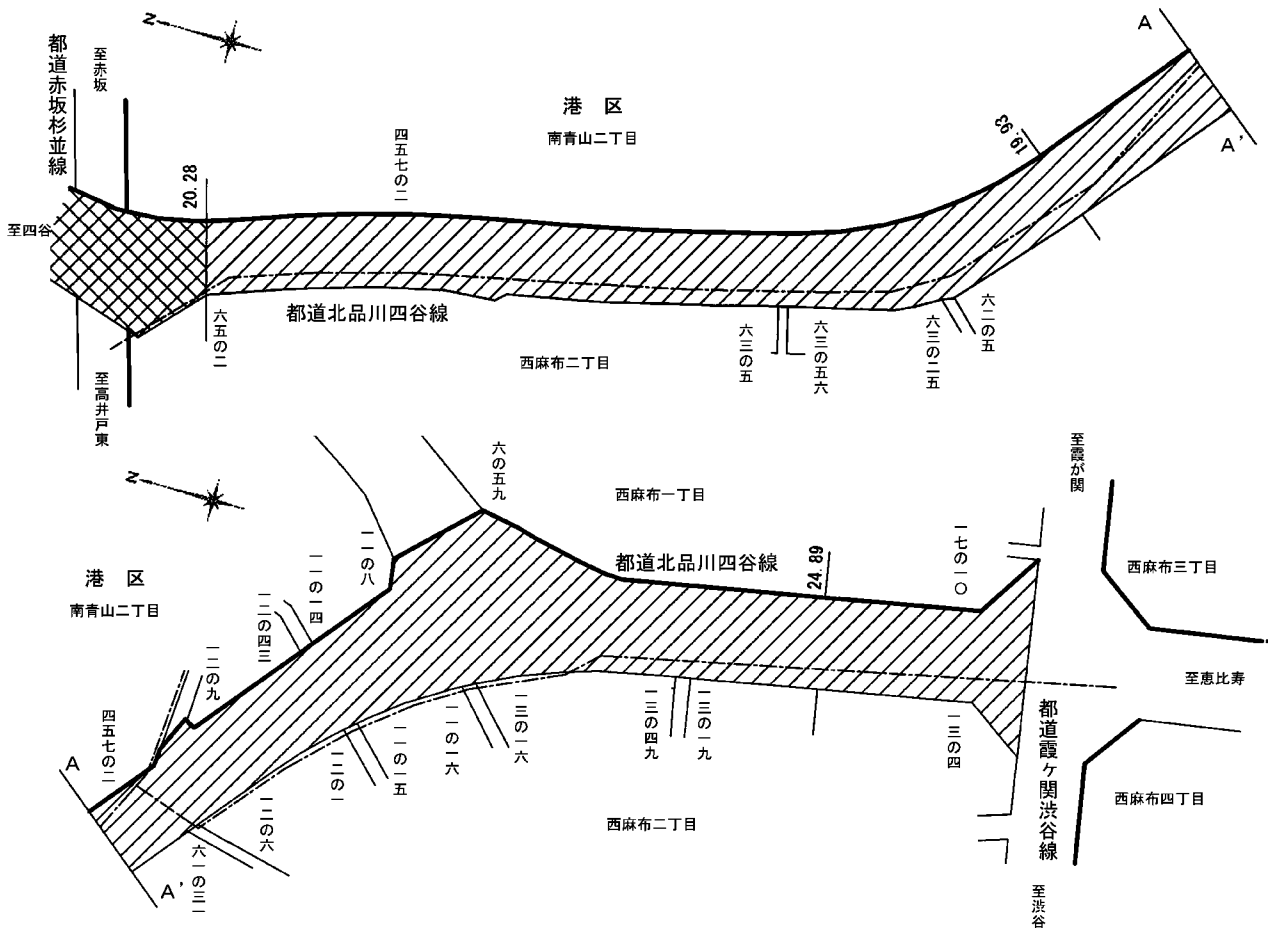
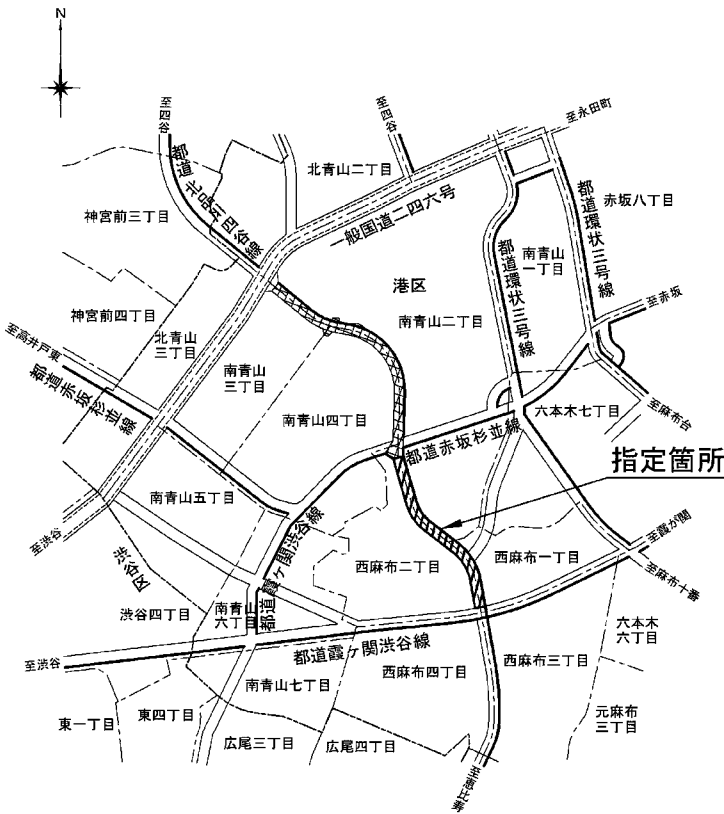
二 指定する区間 港区西麻布二丁目十三番四地先から同区南青山二丁目四百五十七番二地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道北品川四谷線
港区西麻布二丁目～南青山二丁目

-  既指定区間
 -  指定区間
 -  特別区道
 -  都道
 -  一般国道
 -  延長
- (電線共同溝予定名称 北品川四谷・二号)
- 延長 五五九・六〇メートル



公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市西町一丁目十五番二十九号 渋谷区代々木二丁目一番一

積水ハウス不動産東京株式会社 代表取締役 島貫 利一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市関戸三丁目十七番十、昭島市宮沢町二丁目一番二 同番十一及び同番十三の各一部並びに同番十四及び同番十七から同番十九まで 株式会社大栄ハウジング 代表取締役 大野 勝巳

狛江市岩戸南三丁目三百九十号 千代田区丸の内二丁目四番

三番一、同番一地先及び同番六

株式会社オーブンハウス・ダイベロップメント 代表取締役 福岡 良介

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年六月九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)江東区東雲一丁目複合プロジェクト

イ 店舗所在地 江東区東雲一丁目十一番二十六

ウ 設置者名 合同会社かがやきシニアレジデンス

(二)ア 店舗名 nonowa国立WEST

イ 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地の一

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

(三)ア 店舗名 蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、蒲田駅ビル西館

イ 店舗所在地 大田区西蒲田七丁目六十九番一号ほか

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか二名

(四)ア 店舗名 第2武蔵野ビル

イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目五番六号

ウ 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和三年五月二十七日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

四 縦覧期間

令和三年六月九日から同年七月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿三丁目八番一

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

印刷所

東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

